

諮問日：令和3年7月21日（令和3年度（情）諮問第8号）

答申日：令和3年12月16日（令和3年度（情）答申第26号）

件名：京都地方裁判所において基本事件の判決後にその附属事件が終了となる基準を定めた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「基本事件の判決後，その附属事件が終了となる基準を定めた文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，京都地方裁判所長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，京都地方裁判所長が令和3年3月25日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は，訴訟に関する手続，弁護士，裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について，規則を定める権限を有する（憲法77条1項）。民事訴訟に関する手続については，他の法令に定めるもののほか，この法律の定めるところによる（民事訴訟法1条）。この法律に定めるもののほか，民事訴訟に関する手続に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定める（民事訴訟法3条）。

最高裁判所は，憲法77条1項及び民事訴訟法3条の規定に基づき最高裁判所規則を定める権限を有するが，そうすると，裁判所書記官が基本事件の判決後，その附属事件も終了するとして決定や命令によらずに，終了させているこ

とから、その根拠（基準）が存在するはずであり、作成又は取得していないということはありません。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、最高裁判所は、憲法77条1項及び民事訴訟法3条に基づき最高裁判所規則を定める権限を有するところ、裁判所書記官が基本事件の判決後、その附属事件も終了するとして、決定や命令によらずに終了させていることについて、その根拠（基準）となる文書が存在するはずである旨主張する。

しかしながら、附属事件が決定又は命令によらずに終了（終局）するかどうかは、附属事件の内容、手続の進行状況及び関連する事実の経過等を踏まえて、附属事件について決定又は命令により終局させる必要があるかという観点から個別に検討されるべきものであるから、本件開示申出に係る文書を司法行政事務に関して作成又は取得する必要はない。

実際に、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する司法行政文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 同年12月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書の「附属事件」とは、本件苦情の内容をも踏まえて検討すれば、民事事件の「付随事件」をいうものと解される。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、民事事件の付随事件として、平成4年8月21日総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」別表第1（民事事件）60民事雑事件記載の事件が該当するとみられるが、こ

これらの事件からみると、いずれも主たる事件に付随するものであり、その内容は様々であることが認められる。上記確認結果を踏まえれば、付随事件が決定又は命令によらずに終了（終局）するかどうかは、付随事件の内容、手続の進行状況及び関連する事実の経過等を踏まえて、付随事件について決定又は命令により終局させる必要があるかという観点から個別に検討されるべきものであるから、本件開示申出文書に該当する文書を司法行政事務に関して作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、京都地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子